

評議室ではどのような評議が行われているのか

刑事弁護委員会 副委員長 山本 彰宏 (59期)
委 員 山本 衛 (64期)

1 はじめに

2013年11月・12月に実施された2つの企画・研修(「模擬評議」,「裁判官から見た弁護人の公判活動―裁判員裁判を含む―)は、現在の裁判所の姿勢・考え方を知る上で有益であったので、その概要を報告したい。

2 「模擬評議」

2013年11月9日、現役の裁判官と一般の市民がそれぞれ裁判官役と裁判員役を務める形で「模擬評議」が行われた。裁判員裁判施行から4年を迎え、あらためて、実際に評議をどのように行っているのか傍聴することで、弁護活動に生かそうとの趣旨である。

事案は強盗致傷事件。被告人は20代の男性で、乗客を装ってタクシーに乗車し、運転手に万能ナイフを突き付けて売上金を奪い、その際運転手にけがを負わせた、いわゆるタクシー強盗事案であった。

午前中は裁判官役・裁判員役に加え、検察官役と弁護人役が参加して「模擬裁判」が行われ、午後は「模擬裁判」を題材に「模擬評議」が行われた。「模擬評議」は、パーティションで区切った部屋で行われ、その様子を、モニターを通して会員が傍聴する形で行われた。

この「模擬評議」を傍聴することにより、裁判長がどのように評議を進めていくのか、裁判員がどういった点に着目して議論をしていくのかを垣間見ることができた。

「模擬評議」を通じ、評議のイメージをつかむことができたことは大変参考となった。すなわち、裁判所は、「行為責任」の考え方、つまり量刑は「被告人の犯罪行為に相応しい刑事責任を明らかにすること」という考え方を徹底し、まずは被告人が犯した行為がどのよ

うなものであったかを緻密に検討しているということである。幅広い法定刑の範囲の中での刑の大枠は、まずは「犯情」で決まり、「一般情状」によって刑の大枠が変わることはないという考え方を裁判所がとっており、評議でもこの考え方を前提とした議論がされるということは、弁護人としても留意しておかなければならないことである。

模擬評議では、まず強盗致傷罪の成立についても検討され、自白事件であってもこの検討は必ず行われているということであった。

次に「強盗」事件の中での「タクシー強盗」の特徴について議論がなされた。例えば、銀行強盗や侵入強盗などとの比較についての検討もなされ、また、タクシー強盗自体は、被害の回避が困難と思われることや所持金についてはそれほど高額とは考えられないことについても議論され、また、実際に、評議室で模造のナイフを使用して、一人一人が再現して、イメージの共有をはかっていた。

その後、「タクシー強盗」の中で、本件が重い方か、軽い方かについて議論された。このときには、検察官の論告や弁護人の弁論も参考にされていた。タクシー強盗という犯罪自体はもともと計画的なものであり、それを前提に、被告人の計画性について、どの程度「計画性」があったのかなど、被告人の行った行為の客観面、主観面をかなりの時間をかけて緻密に議論をしている印象であった。

その上で、タクシー強盗の類型の中で軽い方なのか、重い方なのか、具体的には10段階に分けたとしたら、どの程度の類型かといった議論を行っていた。

このような評議が行われることを前提とすると、弁護活動もそれに合わせる必要があるということになる。今回、弁論では、単に被告人の更生可能性などの一般

情状を述べるのではなく、凶器として使用された万能ナイフは、他の凶器と比べて危険性は低いものであるとか、高度に「計画的」とはいえないことなど、被告人の犯罪行為自体がどのようなものだったかという点に重きを置いた弁論となっていた。弁護人がこのように論じることで、評議でも弁護人がどう言っているのか、適宜取り上げられて議論されていた。

残念ながら時間がなく「一般情状」の評価について詳しい議論を聞くことができなかった。今回の模擬裁判については執行猶予付の判決が言い渡されたものであるが、「一般情状」の評価を十分に議論すれば、実刑判決も十分にありえたと聞き及んでおり、時間が足りずに、評議が打ち切られるような形で終了したことについてはとても残念である。

次の機会には「一般情状」についての議論や、否認事件の評議についてもぜひ傍聴し、それを弁護活動の一助としたい。

3 「裁判官から見た弁護人の公判活動 —裁判員裁判を含む—」

(1) 2013年12月10日に若園敦雄裁判官（東京地方裁判所刑事第1部部総括判事）が弁護士会向けに行った講演である。その内容は、大きく2つに分かれた。

1つは、日ごろ裁判官として裁判員裁判を担当しながら感じていることや、弁護人の活動に対する評価・要望。もう1つは、2013年11月9日に行われた模擬評議についての評価である。

(2) 東京地裁では、裁判員裁判をよりわかりやすく、適切なものにするために、公判中心主義の「実質化」が進められているとのことであった。

公判は「事件のことを初めて聞く裁判員が、法廷において、的確な心証を取れる裁判」であるべきであり、常にこれを意識した争点整理などを行っている。

公判中心主義には、核心司法・直接主義・口頭主義などの要請がある。裁判官のいう「実質化」とは、たとえば、①調書を朗読するという形式的な直接主義の実践ではなく必要な証人を直接取り調べ

る、②主張立証を短く制限するという形式的な核心司法の実践ではなく重要なポイントに絞った争点整理をする、などである。

(3) 裁判所としては、このような考え方に基づいた弁護活動を期待するという。

たとえば、尋問一つをとっても、細かい供述の変遷や矛盾を突くような反対尋問などは、裁判員にはその意味を理解されないため、重要なポイントにターゲットを絞った尋問が必要である。些末な尋問は、裁判員の弁護人への不信感を生むということであった。

(4) 模擬評議で行われていた評議が、自白事件で東京地裁の多くの裁判官が実践している評議の典型例であるということであった。

強調していたのは、行為責任主義である。犯情事実で刑の大枠を定め、一般情状はあくまで二次的に考慮したうえで具体的な刑を決めるという量刑評議の方法である。

自白事件では、弁護人のすべての訴訟活動において、そのような評議のイメージを持って臨む必要がある。

(5) 今回の研修は、裁判官の考えを聞けるという非常に貴重な機会であった。

裁判官からは、講演の最後に、裁判員裁判の在り方自体も試行錯誤段階であり、弁護人も積極的に変化していく必要があるという言葉があった。

弁護人が常に研鑽を積み、「変化」に対応していかなければならないことは言うまでもない。たとえば、現在、裁判所が推し進めている行為責任主義に基づく量刑評議の在り方を完全に無視した弁護活動を行うことはできないであろう。

しかしその一方で、目の前にある「変化」が本当に正しい方向なのかを吟味する姿勢も忘れてはならない。

*編集部注

評議の在り方のひとつの参考資料として下記がある。
http://www.courts.go.jp/yokohama/vcms_lf/H25.09.25saibanninn-gijiroku.pdf
(裁判員経験者の意見交換会議事要録)